

H. R. 5515

アメリカ合衆国第 115 議会

第 2 会期

2018 年 1 月 3 日（水曜日）にワシントン市で開会され、審議が開始された

115th 法律

国防総省の軍事活動、エネルギー省の軍事建設及び防衛活動、当該会計年度の軍事要員の増員を規定及びその他の目的のために、2019 会計年度予算を承認（授権）する。
招集された議会において、アメリカ合衆国上院及び下院で制定された。

2019 会計年度の John S. McCain 国防権限法

第 1 節 略称

(a) 通則

本法律は、“2019 会計年度の’ John S. McCain 国防権限法”と引用されるものとする。

(b) 引用

本法律又は他の法律における“2019 会計年度の国防権限法”への引用は、“2019 会計年度の’ John S. McCain 国防権限法”への引用とみなすものとする。

第 2 節 法律の区分構成；目次

(a) 区分（略）

(b) 目次

本法律の目次は以下の通りである：[本邦訳は、Subtitle B 輸出規制改革のみ掲載します]

TITLE XVII 外国投資及び輸出規制

Subtitle B 輸出規制改革

[第 1741 節 略称](#)

[第 1742 節 定義](#)

[パート I 規制の権限及び行政管理](#)

[第 1751 節 略称](#)

[第 1752 節 政策宣言](#)

[第 1753 節 大統領の権限](#)

[第 1754 節 付加的な権限](#)

[第 1755 節 輸出規制の行政管理](#)

[第 1756 節 輸出許可](#)

[第 1757 節 順守に係る援助](#)

[第 1758 節 新基本技術の特定及び輸出規制の要求事項](#)

[第 1759 節 米国の包括的武器禁輸の対象国に関連する審査](#)

[第 1760 節 罰則](#)

[第 1761 節 執行](#)

[第 1762 節 行政手続き](#)

[第 1763 節 省庁間の論争の解決審査プロセス](#)

[第 1764 節 貨物の番号分類について他機関との協議](#)

[第 1765 節 議会への年次報告](#)

[第 1766 節 失効](#)[第 1767 節 他の法律への影響](#)[第 1768 節 移行規定](#)[パートII 2018年制定の反ボイコット法](#)[第 1771 節 略称](#)[第 1772 節 政策宣言](#)[第 1773 節 外国のボイコット](#)[第 1774 節 執行](#)[パートIII 行政権限](#)[第 1781 節 産業安全保障担当商務次官](#)

TITLE XVII 外国投資及び輸出規制

Subtitle B 輸出規制改革

第 1741 節 略称

この Subtitle [以下、「章」と訳す] は、“Export Control Reform Act of 2018” [2018 年輸出規制改革法] と引用される場合がある。

[目次へ](#)

第 1742 節 定義

本章において：

- (1) CONTROLLED—用語“controlled” [規制される] とは、パート I において米国が管轄する品目をいう。
- (2) DUAL-USE—用語“dual-use” [デュアルユース] とは、ある品目に関して、その品目が民生用途及び軍事、テロリズム、大量破壊兵器、又は法執行関連の用途を持つことをいう。
- (3) EXPORT—用語“export” [輸出] には、パート I のもとに規制の対象となる品目に関して、以下を含む：
 - (A) いかなる方法においても、米国から品目を出荷又は伝送すること（米国から品目を送付したり搬送することを含む）；及び
 - (B) 米国内で外国人に品目に関連する技術又はソースコードを提供又は移転すること。
- (4) EXPORT ADMINISTRATION REGULATIONS—用語“Export Administration Regulations” [輸出管理規則] は、以下を意味する：
 - (A) 国際緊急経済権限法に基づき公布、維持、及び改正され、本法律の発効日から連邦規則 15 CFR chapter VII、subchapter C に体系化される輸出管理規則、又は
 - (B) 本法律の発効日以降にパート I に基づき公布、維持、及び改正される規則。
- (5) FOREIGN PERSON—用語“foreign person” [外国人] とは、以下を意味する：
 - (A) 米国の合法的な永住者、米国の市民、又はその他の保護の対象となる個人（その用語は、移民国籍法（8 U. S. C. 1324b(a)(3)）の第 274B(a)(3) 節で定義される）ではない自然人をいう。
 - (B) 会社、事業連合体、合名会社、企業合同体、協会団体又はその他の事業者若しくはグループであって、米国内で法人化されていないもの又は米国内でビジネスを行なうために組織されていないもの、並びに国際組織、外国政府及び外国政府の代理人又は下部組織（例えば、外交使節団）をも意味する。
- (6) IN-COUNTRY TRANSFER—用語“in-country transfer” [国内における移転] とは、パート I の規制の対象となる品目に関して、同じ外国内で品目の最終用途若しくは最終需要者を変えることをいう。
- (7) ITEM—用語“item” [品目] とは、貨物、ソフトウェア、又は技術をいう。
- (8) PERSON—用語“person” は、以下を意味する：
 - (A) 自然人；
 - (B) 法人、ビジネス団体、合名会社、協会、トラスト、金融機関、保険会社、引受会社、保証団体、及びその他の事業体、その他の非政府団体、組織、若しくはグループ、又は政府若しくは機関；並びに
 - (C) (B) 項で記載される団体の継承者。

- (9) REEXPORT—用語“reexport”[再輸出]とは、パート I の規制の対象となる品目に関して、以下を含む：
- (A) いかなる方法においても、外国の 1 国から他の外国に品目を出荷又は伝送すること（外国から他の外国に向けて品目を送付したり搬送することを含む）；並びに
 - (B) 米国外での外国人への品目に関連する技術又はソースコードの提供又は移転。
- (10) SECRETARY—別途規定され場合を除いて、用語“Secretary”[長官]は、商務長官をいう。
- (11) TECHNOLOGY—用語“technology”[技術]（情報を含む）とは、有形又は無形の形態をとり、品目の開発、製造、又は使用のために必要なものをいう。
- (12) UNITED STATES—用語“United States”とは、米国のいくつかの州、コロンビア特別区、プエルトリコ自治連邦区、北マリアナ諸島自治連邦区、米国領サモア、グアム、米国領バージン諸島、及びその他の米国の準州若しくは属領をいう。
- (13) UNITED STATES PERSON—用語“United States person”[米国人]とは、以下を意味する：
- (A) パート I でいうところにおいて、
 - (i) 米国の市民権を有する個人若しくは米国の国民、又は移民及び国籍法 (8 U. S. C. 1324b(a)(3)) の第 274B(a)(3) 節の副項(B) で規定される個人；
 - (ii) 米国、米国の州若しくは準州、又はコロンビア特別区の法律によって組織されるカンパニー若しくはその他の法人；並びに
 - (iii) 米国に在住する者；並びに
 - (B) パート II でいうところにおいて、米国の居住者又は米国民（米国外に居住する個人、及び米国人以外の者により雇用されている者を除く）、国内企業（外国企業の常設の国内の事業所を含む）及び国内企業の外国の子会社又は系列会社（常設の外国の事業所を含む）であって、国内企業により事実上支配下にあるもの（商務長官により規則のもとに決定される）。
- (14) WEAPONS OF MASS DESTRUCTION—用語“weapons of mass destruction”[大量破壊兵器]とは、核兵器、放射性物質、化学生物兵器及びこれらの兵器の搬送システムをいう。

[目次へ](#)

パート I 規制の権限及び行政管理

第 1751 節 略称.

本パートは、“2018 年制定の輸出管理法”として引用するものとする。

[目次へ](#)

第 1752 節 政策宣言

以下が、米国の政策である：

- (1) 米国経済への影響を十分に考慮した後でのみ、かつ、以下の制限が必要な範囲においてのみ輸出規制を行使すること：
- (A) 米国の国家安全保障に有害となることが立証される他国又は国家連合の軍事力に重大な貢献をもたらすことになる品目の輸出を制限すること；並びに
 - (B) 米国の外交政策を大いに前進させるため、或いは米国が宣言した国際的な義務を果たすため、必要に応じて品目の輸出を制限すること；
- (2) 米国の国家安全保障及び外交政策は、品目の輸出、再輸出、及び国内における移転、並びに米国人（所在地の如何を問わない）の行為が、以下の目的で規制されることを要求する：
- (A) 以下の用途での品目の提供を規制すること—
 - (i) 大量破壊兵器若しくは通常兵器の拡散；
 - (ii) 不安定にする数量又は種類の通常兵器の取得；
 - (iii) テロ行為；
 - (iv) 米国若しくは米国の同盟国の安全保障に脅威をもたらす可能性がある軍事計画；又は
 - (v) 特に重要インフラの破壊に重大な影響を引き起こすために着手される行為。
 - (B) 米国の質的な軍事優位性を維持すること。
 - (C) 米国の防衛産業基盤を強化すること。
 - (D) 米国の外交政策の実行（人権保護及び民主主義の推進を含む）。
 - (E) 国際的合意及び協定（多国間輸出規制レジームを含む）に基づく義務及び誓約の実行。
 - (F) 米国及び北大西洋条約機構（NATO）及びその他の緊密な同盟国の間の軍事的相互運用の促進。

- (G) 国家安全保障上の規制が、米国の国家安全保障に係る重大な脅威を引き起こすために使用することができる中核技術及びその他の品目に確実に焦点を合わせることを。
- (3) 米国の国家安全保障は、米国が、科学、技術、工学、及び製造セクター（技術革新にとって重要な基本技術を含む）におけるリーダーシップを維持することを要求する。上記のリーダーシップは、米国人が世界市場において競争力を持つことを要求する。上記のリーダーシップ及び競争力に対する本パートの実施の影響は、継続的に評価されなければならない、上記のリーダーシップに悪影響を及ぼすことを避けるために第 1753 節及び第 1754 節のもとに規制を課すことに作用されなければならない。
- (4) 米国の国家安全保障及び外交政策は、米国が、米国の政策と一致する品目に対する輸出規制に関する多国間組織及び協定に参加すること、並びに当該政策と一致する品目に対する輸出規制の上記の国々の政府による採択と整合性のとれた実施を確保するために、すべての必要な手段を取ることを要求する。
- (5) 輸出規制は多国間輸出規制レジームと調整されなければならない。多国間の輸出規制は最も効果的なものでなければならない、米国及び米国の同盟国に重大な国家安全保障上の脅威を引き起こすのに使用される能力があるそれらの中核技術及びその他の品目に焦点を当てるように調整しなければならない。
- (6) 外国の供給源から広く入手できる品目に対する米国独自で適用される輸出規制は、それらの品目を使用者が取得することを抑止する効果は少ない。米国独自の輸出規制の適用は、特定の米国の国家安全保障及び外交政策上の国益を保護する目的に限定されなければならない。
- (7) 輸出規制の有効な行政管理には、米国政府の内外で、どのような品目が規制されるのかについての明確な理解を必要とし、例えば、品目の削除及び追加により規制を定期的に改訂するために効果的なプロセスが構築されなければならない。
- (8) 輸出規制制度は、透明性があり、予測可能で、かつ、将来における新たな脅威にタイムリーに対処するのに適した柔軟性を持つとともに、すべての関連する米国の国家安全保障及び外交政策機関の間で、輸出規制情報へのシームレスなアクセス及び共有ができるようにしなければならない。
- (9) 米国の輸出規制の実施及び執行には、監視、諜報活動、及び調査における堅固な能力、違反に対して適切に処罰できること、及び認められていない移転を速やかに阻止する能力が必要である。
- (10) 輸出規制は、米国における外国の直接投資（特定の外国人への基幹技術の移転を含む）を管理する法律及び規則の根拠をなす国家安全保障政策を補完するもので、かつ、その政策の重要な要素でもある。従って、大統領は、商務長官、国防長官、国務長官、エネルギー省長官、及び必要に応じて、輸出規制に対して責任を負うその他の連邦政府機関の長と調整して、懸念される新技術及びその他の種類の基幹技術を特定するための手続きに従った確固としたプロセスを持たなければならない、そして、その根源にある取引の種類にかかわらず、正当な理由があれば、外国人へのそれらの提供を規制しなければならない。そのような特定する取り組みは、米国政府、業界、及び学界のすべての関連する要部の情報資源及び専門知識を活用しなければならない。これらの取り組みは、多国間輸出規制レジームに基づく規制品目リストを最新化及び更新する従来の取り組みに加えられなければならない。
- (11) パートに基づく権限は、(1) 項から (10) 項で示されるすべての目標を推進するためにのみ行使されなければならない。

[目次へ](#)

第 1753 節 大統領の権限

(a) 権限

第 1752 節の (1) 項から (10) 項で示される政策を実行するために、大統領は以下について規制しなければならない—

- (1) 米国の管轄下にある品目の輸出、再輸出、及び移国内における移転（米国人によるものか、外国人によるものかを問わない）；並びに
- (2) 下記の特定の目的を持つ米国人（所在地の如何を問わない）の行為—
- (A) 核爆発装置；
 - (B) ミサイル；
 - (C) 化学生物兵器；

- (D) 化学兵器の原料となる物質のためのプラント全体；
- (E) 外国の海洋原子力プロジェクト；並びに
- (F) 外国の軍事諜報業務。

(b) 要求事項

本パートに基づく権限を行使する際に、第 1752 節の (1) 項から (2) 項で示される政策を実行するため、大統領は以下のことを実施しなければならない：

- (1) 米国人又は外国人の副節 (a) (1) で記載される品目の輸出、再輸出、及び国内における移転を規制すること；
- (2) 米国人（所在地の如何を問わない）の副節 (a) (2) で記載される行為を規制すること；
- (3) 副節 (a) のもとに課せられる規制と、可能な限り、調和する規制を課すため他国政府及び多国間組織の協力を取り付けることを求めること；
- (4) 技術革新にとって重要な科学、工学、技術研究開発、製造、及び基本技術における米国のリーダーシップを維持すること；
- (5) 米国内又は米国外において（特に米国の国家安全保障に脅威を引き起こす可能性がある国に関して）外国人への不正な技術移転を禁止することにより米国の技術的優位性を保護すること；
- (6) 現在と未来の双方の防衛要件の観点から見た米国の産業基盤を強化すること；
- (7) 規則、順守要件、規制品目リスト、米国の国家安全保障若しくは外交政策に脅威を与える外国人リスト、及び米国人及び外国人（特に、学術機関、科学研究施設、及び中小事業者）による順守を支援する形のガイダンス等により規制を強化すること。

(c) 規制の適用

大統領は、副節 (b) (1) 又は (b) (2) で記載される目標のために品目の輸出、再輸出、又は国内における移転に対して、基本取引の種類又はその行為に関連する状況（これらの輸出、再輸出、又は国内における移転が、注文書若しくはその他の契約要求事項、自主判断、企業間の取り決め、マーケティング活動に基づいて生じたものか、又はジョイントベンチャー、共同開発協定、若しくは同様の協力協定を通じて生じたものかを含む）に考慮することなく、規制を課さなければならない。

[目次へ](#)

第 1754 節 付加的な権限

(a) 通則

商務長官は、大統領に代わって本パートを実行する際に、國務長官国防長官、エネルギー省長官、及び、必要に応じて、連邦政府のその他の機関の長と協議して、以下のことを実施しなければならない：

- (1) 本パートのもとに規制される品目についてリストを制定し維持すること；
- (2) 第 1752 (2) (A) 節で示される政策に基づいて米国の国家安全保障及び外交政策に脅威があると裁定された外国人及び最終用途のリストを制定し維持すること；
- (3) 規制品目の不正な輸出、再輸出、及び国内における移転（米国内又は米国外の外国人に向けてのものを含む）を差し止めること；
- (4) (2) 項でリストされる外国人又は最終用途への規制品目の輸出、再輸出、及び国内における移転を規制すること；
- (5) 規制品目の輸出、再輸出、及び国内における移転に対して、適切に、輸出許可又はその他の認可を義務付けること（以下を含む）：
 - (A) 上記の輸出許可又はその他の認可について米国人及び外国人に条件又は制限を課すこと；並びに
 - (B) 上記の輸出許可又は認可を停止又は取り消すこと；
- (6) 外国の品目が本パートで規制される品目と品質において匹敵し、かつ、米国の当該品目の輸出規制又は輸出許可の拒絶を無効にするほど十分な数量が入手できるか否かを決定する評価についての手順（その差異に対処する仕組みを含む）を制定すること；
- (7) 本パートのもとに制定される輸出規制を順守するための方策を要求すること；
- (8) 米国人及び外国人から本パートを実行するのに必要な情報を要求し取得すること；

- (9) 本パートの規制実施を容易にするために、可能な範囲内で、本パートの規制の対象となる品目の確認を求めること；
- (10) 本パートにののもとに規制の対象となる品目（形態の如何を問わない）、或いは本パートに違反して輸出、再輸出、又は国内において移転が行われたか、行なわれているか、又は行なわれようとしている品目があると思われる乗り物に関して調査、捜索、留置、若しくは押収、又は一時的拒絶命令を発動すること；
- (11) 出荷及びその他の移送手段の監視；
- (12) 本パートのもとに制定される政策、規則、及び手続きを一般の人に適切に知らせ続けること；
- (13) 連邦諮問委員会法に従って、技術諮問委員を指名すること；
- (14) 本パートの目標を前進させるために、正当な理由があれば、輸出許可要求事項の許可例外を創出すること；並びに
- (15) 輸出を行うために、産業安全保障局及び商務長官からの輸出許可が必要であることを、特定の通知により個々に行うか、本パートのもとに発行される規則若しくは命令の改正を通して、インフォームするプロセスを制定及び維持すること；並びに
- (16) 本パートを実行するため、必要に応じて、法律で別途禁じられていないその他の措置を講じること。

(b) IEEPA との関係

本パートに基づく権限は、国際緊急経済権限法の第 203 (b) 節 (50 U. S. C. 1702 (b)) のもとに規制又は禁止することができない品目の輸出、再輸出、又は国内における移転について、大統領が上記の節の (A)、(B)、又は (C) 項のもとに規制を課す必要があるとの決定を行った範囲を除いて、本パートのもとに規制したり禁止するのに用いることができない。

(c) 国際テロ支援国

(1) 商務省の輸出許可要求事項

(A) 通則

国務長官が以下の裁定を行なった場合、商務長官により副節 (a) に基づいて規制が実施される品目の、ある国への輸出、再輸出、又は国内における移転には輸出許可が要求されるものとする：

- (i) 当該国政府が、国際テロ行為への支援を繰り返し提供した。
- (ii) そのような品目の輸出、再輸出、又は国内における移転について、当該国の軍事力（軍事兵站力を含む）に重大な貢献をする可能性があるか、国際テロ行為への支援に対する当該国の能力を強化する可能性がある。

(B) その他の法律の条項に基づく裁定

1961 年制定の対外援助法 (22 U. S. C. 2371) の第 620A 節、武器輸出管理法 (22 U. S. C. 2780) の第 40 節、又はその他の法律の条項に基づいて国務長官が、副項 (A) で記載される国家政府が国際テロ行為への支援を繰り返し提供したとする裁定は、副項 (A) の (i) 項でいうところの当該政府に関する決定であるとみなされるものとする。

(2) 議会への通知

(A) 通則

国務長官及び商務長官は、下院の外交委員会及び上院の外交委員会及び銀行住宅都市委員会に、輸出許可が (1) 項で義務付けているところにより発行される少なくとも 30 日前までに通知しなければならない。

(B) 内容

国務長官は副項 (A) で要求される通知に以下の内容を含めなければならない：

- (i) 提供される品目の詳細な説明（品目の輸出、再輸出、又は国内における移転の許可を望む品目の性能の簡潔な説明を含む）；
- (ii) 輸出、再輸出、又は国内における移転が行なわれることを申し出た外国、当事者、又は事業者が、その輸出、再輸出、又は国内における移転の対象となる品目を必要としている理由、並びに、その国、当事者、又はどのような方法で事業者がその品目を

使用することを意図しているかの説明；

- (iii) 申し出た輸出、再輸出、又は国内における移転が米国の国益のためになる理由；
- (iv) 申し出のあった輸出、再輸出、又は国内における移転について、その移転が行われる先の外国、当事者、又は事業者の軍事力に与える影響の分析；
- (v) 申し出のあった輸出、再輸出、又は国内における移転が、その輸出、再輸出、又は国内における移転の対象とする品目が引き渡される先の地域にある国々の相対的な軍事力にどのような仕方で影響を及ぼすかの分析、及びその地域にある他の国々が匹敵する種類と量の品目を有しているか否かの分析；並びに
- (vi) 申し出のあった輸出、再輸出、又は国内における移転が、その輸出、再輸出、又は国内における移転の対象である品目が引き渡される先の地域にある国々と米国の関係に及ぼす影響の分析。

(3) 官報における公示

(1) (A) (i) 項に基づく國務長官の各裁定は、官報において公示されなければならない（ただし、当該裁定に含まれる機密情報を及び営業秘密を國務長官が除外できる場合を除く）。

(4) 裁定の撤回

(1) (A) (i) 項のもとで國務長官によって行なわれた裁定は撤回されないものとする（ただし、大統領が次のいずれかに該当する報告書を下院議長、外交委員会委員長並びに上院の銀行住宅都市委員会委員長及び外交委員会委員長に提出した場合を除く）：

(A) 提議された撤回が効力を生ずる前においては、以下の内容を証明する報告書：

- (i) 懸念国政府の指導部及び政策に根本的な変化がおきている；
- (ii) その政府が国際テロ行為を支援していない；並びに
- (iii) その政府が、将来において国際テロ行為を支援しないという保証を提出している；
又は

(B) 提議された撤回が効力を生ずる少なくとも 45 日前までにおいては、撤回を正当だと理由づけ、かつ、以下の内容を証明する報告書：

- (i) 懸念国政府が、それに先立つ 6 か月の期間を通じて、国際テロ支援を提供していないこと；並びに
- (ii) 懸念国政府が、将来において国際テロ行為を支持しないという保証を提示していること。

(d) 拡張規制

(1) 通則

第 1753(a) 節を推進するために、大統領は、米国人（所在地の如何を問わない）が、以下について商務省の輸出許可を申請し、受けることを要求しなければならない（連邦政府の省庁又は機関（商務省を除く）により統括される法令又は規則で権限を与えられた場合を除く）：

- (A) (2) 項で規定される品目の輸出、再輸出、若しくは国内における移転（本パートにおいて規制の対象とならない品目を含む）；並びに
- (B) 当該品目の設計、開発、製造、使用、操作、据付、保守、修理、オーバーホール、若しくは分解修理をサポートする可能性があるその他の行為、又は当該品目に関連する役務の実行。

(2) 規定される品目

本項で規定される品目には、以下のものが含まれる：

- (A) 核爆発装置；
- (B) ミサイル；
- (C) 化学生物兵器；
- (D) 化学兵器の原料となる物質のためのプラント全体；及び
- (E) 外国の海洋原子力プロジェクトであって、米国の国家安全保障又は外交政策のリスクを引き起こすもの。

(e) 付加的な禁止事項

商務長官は、米国人に対して、ある行為について、その行為が副節(d)で記載される種類の活動、役務、又はサポートに関与している場合、その行為に従事するために産業安全保障局及び商務長官からの輸出許可が必要であることを、特定の通知により個々に行うか、本パートのもとに発行される規則若しくは命令の改正を通してインフォームすることができる。当該通知がない場合であっても、副節(d)の輸出許可要求事項、又は本パートのもとに発行される規則若しくは命令の順守義務について米国人を免除することはない。

(f) 輸出許可審査基準

商務長官は、副節(d)で規定される行為にかかわる申請について、その行為が副節(d)(2)で記載されるいずれかの品目に重大な貢献をする場合、拒絶しなければならない。

[目次へ](#)

第 1755 節 輸出規制の行政管理

(a) 通則

大統領は、副節(b)で示される目的を実行する権限を行使するために、必要に応じて商務長官、国防長官、国務長官、エネルギー省長官、国家情報局長官、並びに必要に応じて、その他の連邦政府機関の長に依存（委任による依存を含む）しなければならない。

(b) 目的

本節の目的には以下を含む：

(1) 以下の事柄に関して大統領に助言する：

- (A) 国家安全保障及び外交政策への特定の脅威であって、これに対処するために本パートの権限を用いることができるものを特定すること；並びに
- (B) これらの脅威に効果的に対抗する必要がある政策、規則、手続き、及び措置を実施するため、本パートに基づく権限を行使すること；

(2) 審査及び承認

- (A) 本パートのもとに制定される規制品目のリストに品目を盛り込んだり、削除する基準；
- (B) 副項(A)で記載されるリストを編集及び改正するための省庁間の手続き；
- (C) 本パートのもとに品目の輸出、再輸出、及び国内における移転が禁止されている者のリストに、当事者を盛り込む基準；
- (D) 本パートに基づく規制の対象となる者による順守基準；並びに
- (E) 本パートのもとに規制される品目の輸出、再輸出、及び国内における移転の最終用途の監視に関する政策及び手続き；並びに

(3) 副節(a)で記載される連邦政府当局者の生来の公正さ、経験、及び能力を活用すること。

(c) 議会の意向

本パートに基づく輸出規制の行政管理は、大統領令 12981 (1995) で記載される輸出許可申請書に関連する手続きと整合性をとらなければならないとするのが議会の意向である。

[目次へ](#)

第 1756 節 輸出許可

(a) 通則

商務長官は、第 1755 節で規定される委任に沿って、第 1752 節で示される政策及び第 1753(b) 節で示される要求事項を実行するために、本パートで規制される品目の輸出、再輸出、及び国内における移転を許可又はその他の形態で認可する手続きを制定しなければならない。その手続きは、以下のことを確実にするものでなければならない：

- (1) 輸出許可申請及びその他の認可請求は検討され、必要に応じて、適切な連邦政府機関の参加により決定されること；並びに
- (2) 輸出許可の決定は、輸出許可及びその他の認可プロセスの状況並びに輸出許可又は認可請求を拒絶する理由に関して申請者に対して透明性をもって迅速に行われること。

(b) 議会の意向

本パートで規制される品目の輸出、再輸出、及び国内における移転の輸出許可又はその他の認可請求の、正確で、一貫し、時宜を得た評価及び処理が、上記の輸出許可請求日から通常 30 日以内に完遂することを確実にするために、商務長官は最大限努力しなければならないとするのが、議会の意向である。

(c) 料金

本篇に基づき効力を有する規定に関連して行われる輸出許可若しくはその他の認可の申請又はその他の請求の提出、処理、又は検討に関連して料金が請求されることはない。

(d) 付加的な手続きの要件

(1) 通則

副節(a)で要求される手続きは、申し出された品目の輸出の米国の防衛産業基盤への影響の評価並びに(3)項で記載される米国の防衛産業基盤に対する重大な悪影響を持つ輸出許可申請又は輸出の認可の請求の拒絶を提示しなければならない。

(2) 申請者からの情報

副節(a)で要求される手続きは、(1)項のもとに考慮される評価を行う必要がある情報を輸出許可を求める申請者に提供することも要求しなければならない(その輸出の目的又は影響が、米国外の防衛産業基盤に関連する品目の重大な製造を可能にするものであるか否かを含む)。

(3) 定義される重大な悪影響

米国の防衛産業基盤への重大な悪影響とは、以下をいう：

- (A) 米国の国家安全保障の進展のため、又は米国の国家安全保障の進展のため、国防総省又はその他の機関のために米国内における品目の製造のため、国防総省又は他の連邦政府の省庁又は機関により取得される可能性があるものの米国内で製造される品目の入手可能性の低下。
- (B) 米国の国家安全保障の進展のために、国防総省又はその他の連邦政府の省庁若しくは機関、又は連邦が出資する研究開発センターにより実施又は投資された研究開発の結果である品目の米国内における生産の低下。
- (C) 国防総省又はその他の連邦政府の省庁若しくは機関により米国の国家安全保障の進展のために取得される可能性がある品目の米国内での継続的な生産にとって、知識及びスキルが必要な米国人の雇用の低下。

[目次へ](#)

第 1757 節 順守に係る援助

(a) 支援を求める制度

大統領は、商務長官が、米国の国家安全保障又は外国政策に脅威を引き起こす可能性がある品目の輸出、再輸出、又は国内における移転の防止を更に確保するために、米国人であって、本パートで規制される品目に関して可能性のある顧客、供給者、又はビジネスパートナーである者に、本パートの順守に対して支援を提供する制度(必要に応じて、機密扱いで情報を提供する仕組みを含む)を設ける権限を与えることができる。

(b) 機密情報取扱許可

副節(a)を実行するため、大統領は、その副節で記載される当事者であって、本パートの順守に対して責任を負うものに適切な機密情報取扱許可を発行しなければならない。

(c) 特定の事業に対する援助

(1) 通則

本法律の発効日から 120 日以内に、大統領は、本パートに基づく輸出許可及びその他のプロセスにおいて米国の中小事業者を支援する計画を作成し、議会に提出しなければならない。

(2) 内容

その計画には、特に、申請書の提出及び本パートで規制される品目の特定に関して(1)項で記載される事業者が商務省が助言を提供する準備、並びに当該事業者が輸出規制、輸出許可手続き、

及び関連義務に関する教育を行うセミナー及びカンファレンスの提案が含まれる。

[目次へ](#)

第 1758 節 新基本技術の特定及び輸出規制の要求事項.

(a) 技術の特定

(1) 通則

大統領は、以下に該当する新基本技術を特定する省庁間の手続きに従った継続的なプロセスを制定し、商務長官、国防長官、エネルギー省長官、国務長官、及び必要に応じて、その他の連邦政府機関の長と調整して牽引しなければならない。

(A) 米国の国家安全保障にとって重要なもの；並びに

(B) 1950 年防衛生産法の第 721 (a) (6) (A) 節の (i) から (v) 項で規定される基幹技術ではないもの（第 1703 節により改正された）。

(2) プロセス

副節 (a) のもとに制定される省庁間のプロセスは、以下の条件を満たすものでなければならない：

(A) 複数の情報源により情報（以下の情報を含む）が提供されること；

(i) 一般に入手可能な情報；

(ii) 機密扱いの情報（国家情報長官により提供される関連情報を含む）；

(iii) 1950 年防衛生産法（50 U. S. C. 4565）の第 721 節に基づく対米外国投資委員会による取引の審査及び取り調べに関連する情報；並びに

(iv) 輸出管理規則に基づく規制について産業安全保障担当次官に助言するため、商務長官により設立された諮問委員会により提供される情報（新技術調査諮問委員会を含む）；

(B) 以下について考慮すること；

(i) 外国における新基本技術の開発；

(ii) 本節に基づいて課せられる輸出規制が、米国における当該技術の開発に及ぼす可能性のある影響；及び

(iii) 外国への新基本技術の拡散の制限に関して本節に基づいて課せられる輸出規制の有効性；並びに

(C) 告示及び意見聴取期間。

(b) 商務省の規制

(1) 通則

副節 (a) (1) (B) で規定される権限と相反する場合を除いて、商務長官は、副節 (a) に基づいて特定される技術の輸出、再輸出、又は国内における移転に対して輸出管理規則のもとに（暫定的な規制（例えば、当事者に輸出許可が必要であることをインフォームする）によるか、必要に応じて、追加の規則を公示することにより）適切な規制を制定しなければならない。

(2) 規制のレベル

(A) 通則

商務長官は、国防長官、国務長官、及び必要な場合には他の連邦政府機関の長と調整のうえ、(1) 項で規定される技術の輸出に関して、(1) 項のもとに適用する規制のレベル（当該技術の輸出、再輸出、又は国内における移転の輸出許可又はその他の認可に対する要求事項を含む）を指定するものとする（技術の輸出、再輸出、又は国内における移転の輸出許可又はその他の認可に対する要求事項を含む）。

(B) 検討

(1) 項で規定される技術に対して、副項 (A) のもとに適切な規制のレベルを決定する際に、商務長官は以下のことを考慮しなければならない：

(i) 米国からの輸出が制限される国のリスト；及び

(ii) 技術の可能性のある最終用途及び最終需要者。

(C) 最低限の要求事項

最低限、(4) 項で規定される場合を除いて、商務長官は、(1) 項で記載される技術の米国に

より課される禁輸対象国への又は禁輸対象国の国内における輸出、再輸出、又は国内における移転に対して輸出許可を義務付けなければならない。

(3) 輸出許可申請書の審査

(A) 手続き

大統領令 12981 (50 U. S. C. 4603 の注：輸出規制の行政管理関連) 又は後続の大統領令は、(1)項で記載される技術の輸出、再輸出、又は国内における移転を求める輸出許可又はその他の認可申請の審査に適用されるものとする。

(B) 国家安全保障に関連する情報の検討

(1)項で記載される技術の輸出、再輸出、又は国内における移転の輸出許可又はその他の認可の申請書を検討する際に、商務長官は、申し出られた輸出、再輸出、又は移転により引き起こされる米国の国家安全保障上の脅威に関して国家情報長官により提供される情報を考慮しなければならない。国家情報長官は、商務長官の要請に基づき上記の情報を提供しなければならない。

(C) 協力協定に関連する開示

(1)項で記載される技術の輸出、再輸出、又は国内における移転を求める輸出許可又はその他の認可の請求であって、ジョイントベンチャー、共同開発協定、若しくは同様の協力協定により又はそれに代わって提出されたものである場合、商務長官は、申請者に対して、その協定に参加する外国人に加えて、その協定に参加する外国人の中で重要な持分権を持つ外国人を特定することを要求することができる。

(4) 例外

(A) 法令による必須の例外

商務長官は、本副節のもとに以下の技術の輸出を規制しないものとする：

- (i) 国際緊急経済権限法 (50 U. S. C. 1702(b)) の第 203(b) 節で規定されるもの；又は
- (ii) 上記の技術の輸出の規則が、他の法律の条項で禁止されている場合。

(B) 規則による例外

(1)項のもとに規則を規定する際に、商務長官は、上記の項の要求事項に規則による例外を含めることができる。

(C) 付加的な例外

商務長官は、(1)項で記載される技術の輸出、再輸出、又は国内における移転であって、以下のいずれかの取引に従って行うものについて、(1)項のもとに輸出許可又はその他の認可の要件を課すことを要求しないものとする。

- (i) 完成品の品目の販売又はライセンス及び関連技術の提供（取引の当事者である米国人が完成品の品目及び関連技術をその顧客、卸売業者、又は再販業者に広く入手できるようにしている場合に限る）。
- (ii) 製品及びインテグレーションサービス又は同様のサービス顧客への販売又はライセンス（その取引の当事者である米国人が、上記のサービスを、その顧客に広く入手できるようにしている場合に限る）。
- (iii) 装置の移転及びその装置を運転するための関連技術の提供（その移転の結果、その装置を使用する外国人が基幹技術（1950年制定の防衛生産法の第 721(a) 節（第 1703 節により改正された）で定義される技術を生み出すことができない場合に限る））。
- (iv) 貨物又は役務（製造に関する役務を含む）の取引当事者である米国人による、その取引の当事者である外国人からの調達（その外国人が、米国人により与えられる技術を、調達される貨物又は役務を供給すること以外に利用するいかなる権利も有さない場合に限る）。
- (v) 標準又は仕様に関連する業界団体への当該取引の当事者である米国人による貢献及び関連する支援（開発中のものか、公表されたものであるかを問わない）（標準化機構（規則により商務長官によって定義される）の規則に従って知的所有権のライセンス又はライセンスを与える誓約を含む）。

(c) 多国間規制

(1) 通則

国務長官は、商務長官及び国防長官、並びに必要なに応じて他の連邦政府機関の長と協議のうえ、副節(a)に基づいて特定される技術が、関連する多国間輸出規制レジームにより規制される技術のリストに加えられよう提案しなければならない。

(2) 商務省規制品リスト又は米国軍需品目リストに掲げる品目

国務長官が多国間輸出規制レジームに対して、副節(a)に基づいて特定された技術を上記のレジームの規制品リストに加えるよう(1)項に基づいて提案し、提案した日から起算して3年以内に、そのレジームがその規制品リストに上記の技術を追加しない場合、該当する機関の長は、国家安全保障上の懸念が上記の技術に関する米国独自の輸出規制の継続の根拠となるか否かについて決定するものとする。

(d) 対米外国投資委員会への報告

少なくとも180日ごとの頻度で、商務長官は、国防長官、国務長官、及び必要な場合には他の連邦政府機関の長と調整して、対米外国投資委員会に本節に基づいて講じられた措置の結果に関する報告書を提出しなければならない。

(e) 議会への報告

少なくとも180日ごとの頻度で、商務長官は、国防長官、国務長官、及び必要な場合には他の連邦政府機関の長と調整して、本節に基づいて講じられた措置（副節(a)、(b)、及び(c)に基づいて講じられた措置を含む）の結果に関する報告書を下記の委員会に提出しなければならない：

- (1) 上院の銀行住宅都市委員会、外交委員会、軍事委員会、及びスパイ活動特別調査委員会；並びに
- (2) 下院の金融委員会、外交委員会、軍事委員会、及び情報問題常設特別調査委員会。

(f) 新技術調査諮問委員会の修正

(1) 通則

商務長官は、輸出管理規則のもとに商務長官により設立された新技術調査諮問委員会の目標を改定しなければならない(新基本技術に関して副節(a)のもとに制定される省庁間のプロセスを勧めることを含む)。

(2) 職務

商務長官は：

- (A) 5年又は10年の期間にわたり開発された可能性のある新基本技術を特定することを採り入れるために新技術調査諮問委員会の職務を改定しなければならない；並びに
- (B) 以下の状況の動向を採り入れるため諮問委員会の職務を改定すること：、
 - (i) 外国人又は外国政府による当該技術の所有；
 - (ii) 外国人又は外国政府により関与された当該技術に関連する取引の種類；
 - (iii) 当該技術における民間と政府の投資の融合；並びに
 - (iv) 当該技術の所有を曖昧にしたり、本節のもとに制定された規制を回避するための取り組み。

(3) 会議

(A) 頻度

新技術調査諮問委員会は、少なくとも120日ごとの頻度で開催されなければならない。

(B) 出席

副節(a)のもとに制定された省庁間のプロセスに参加する各機関の代表者は、新技術調査諮問委員会の各会議に出席しなければならない。

(4) 機密扱いの情報

新技術調査諮問委員会の過半数の委員は、副節(a)のもとに制定される省庁間のプロセスからの機密扱いの情報(副節(a)(2)(A)(ii)項及び(iii)項で記載される機密扱いの情報を含む)が、当該諮問委員会により提示される勧告を知らせるため、それらの委員で共有することができるように、十分なアクセス権を保持しなければならない。

(5) 連邦諮問委員会法の適用

連邦諮問委員会法（5 U. S. C. 付則）の第 10 節の副節 (a) (1)、(a) (3)、及び (b) 並びに第 11 節、第 13 節、及び第 14 節は、新技術調査諮問委員会には適用されないものとする。

(6) 報告

新技術調査諮問委員会は、第 1765 節により要求される議会への年次報告に、本副節に基づく当該諮問委員会の調査結果を含めなければならない。

(g) 解釈基準

このサブタイトルのいずれの条項も、以下について変更を加えたり、制限するように解釈してはならない：

- (1) 品目を武器輸出管理法（22 U. S. C. 2751 以降）でいうところの防衛物品及び防衛役務に指定したり、当該品目を別途規制する権限；又は
- (2) 1954 年制定の原子力エネルギー法（42 U. S. C. 2011 以降）、1978 年制定の核不拡散法（22 U. S. C. 3201 以降）、1974 年制定のエネルギー再編成法（42 U. S. C. 5801 以降）、又は 1979 年制定の輸出管理法（50 U. S. C. 4601 以降）（本国際緊急経済権限法に基づいて効力を継続していた）又は輸出規制に関連するその他の条項に基づく大統領の権限。

[目次へ](#)

第 1759 節 米国の包括的武器禁輸の対象国に関連する審査

(a) 通則

商務長官、国防長官、国務長官、エネルギー省長官、及び必要に応じて他の連邦政府機関は、米国の包括的武器禁輸の対象国への品目の輸出、再輸出、又は国内における移転に対する輸出許可要求事項の見直しを実施しなければならない（必要に応じて以下を含む）：

- (1) 米国の包括的武器禁輸の対象国及び国連の武器禁輸対象国における軍事最終用途及び軍の最終需要者への輸出、再輸出、及び国内における移転に適用される連邦規則集の第 15 編に基づく規制の適用範囲；並びに
- (2) 連邦規則集の第 15 編のもとに維持される商務省規制品リストに掲げるエントリーであって、米国の包括的武器禁輸の対象国への品目の輸出、再輸出、及び国内における移転に対して輸出許可要求事項の対象とはならないもの；

(b) 審査結果の実施

本法律の発効日から 270 日以内に、商務長官は、副節 (a) のもとに実施された見直し結果を実行しなければならない。

[目次へ](#)

第 1760 節 罰則

(a) 不法行為

(1) 通則

ある者が、本パート又は本パートのもとに発行された規則、命令、輸出許可、若しくはその他の認可に違反すること、違反を試みること、違反を共謀すること、違反を引き起こすことは違法であるものとする（(2) 項で規定されるいずれかの不法行為を含む）。

(2) 特別な不法行為

本項で規定される不法行為は、以下のものである：

- (A) 何人も、本パート、輸出管理規則、又はこれらのもとに発行された規則、命令、輸出許可若しくは認可によって禁止された行為又はそれらに反する行為に従事してはならない、或いはそれらによって義務づけられている行為に従事することをやめてはならない。
- (B) 何人も、本パート、輸出管理規則、又はこれらのもとに発行された規則、命令、輸出許可若しくは認可によって禁止された行為を行うこと若しくはそれらによって義務付けられている行為を怠ることを、引き起こしたり、手助けをしたり、教唆したり、助言したり、命じたり、誘導したり、周旋したり、承認したりしてはならない。
- (C) 何人も、本法律、輸出管理規則、又はこれらのもとに発行された規則、命令、輸出許可若しくは認可に対する違反を教唆したり、企ててはならない。

- (D) 何人も、いかなる方法又は目的においても、本パート、輸出管理規則、又はこれらのもとに発行された規則、命令、輸出許可若しくは認可に対して違反となる行為を、引き起こしたり、行なうことを一人以上の他の者と協力して共謀したり、実行してはならない。
- (E) 何人も、米国から輸出される品目若しくは米国から輸出される予定の品目又は別途輸出管理規則の規制を受ける品目に関連して、本パート、輸出管理規則、又はこれらのもとに発行された規則、命令、輸出許可若しくは認可に対する違反が発生したこと、今にも発生しようとしていること、或いは発生する意図があることを知りながら、これらの品目の一部又は全部について、発注、購入、移動、隠匿、貯蔵、使用、販売、貸与、処分、譲渡、輸送、融資、発送、又はその他の役務を行なったり、それらの行為の手助けをするために交渉を行ってはならない（ただし、それらに対して正当な認可が取得されている場合を除く）。
- (F) 何人も、下記の場合において、商務省若しくはその他の米国機関（国土安全保障省及び司法省を含む）の担当官に直接的に、又は他の者を通して間接的に、虚偽若しくは誤解をまねく説明、申告又は証明をしたり、重要な事実を偽ったり、隠蔽してはならない：
- (i) 輸出管理規則の対象となる調査又はその他の活動の過程において；或いは
 - (ii) 輸出管理書類又は輸出管理規則に基づいて提出される報告書又は提出されることが義務付けられている報告書の作成、提出、発行、使用又は維持に関連して；或いは
 - (iii) 輸出管理規則の対象とな品目の輸出、再輸出、若しくは国内における移転又は第1754節で記載される米国人の役務若しくはその他の行為を成就する目的で又はこれに関連して。
- (G) 何人も、輸出管理規則又はこれらのもとに発行された命令、輸出許可、若しくは認可の条項を回避することを意図して、取引に従事したり、その他の行為をとってはならない。
- (H) 何人も、輸出管理規則又はこれらのもとに発行された命令、輸出許可、若しくは認可の報告又は記録保管要求事項に従うことを怠ったり、拒否してはならない。
- (I) 輸出管理規則において又は商務省による書面において明確に認可されている場合を除いて、何人も、輸出管理規則のもとに発行された輸出許可証、認可証、輸出管理文書又は命令書を変造してはならない。
- (J) 何人も、本パート、輸出管理規則、又はこれらのもとに発行された命令、輸出許可若しくは認可の差し迫った違反を防ぐために、商務省により発行される剥奪命令又は一時的剥奪命令により禁止されている行為をとってはならない。

(3) 付加的な要求事項

(2) (F) 項でいうところにおいて、いずれかの者により行われた説明、申告及び証明は引き続き効力を有しているものとみなされるものとする。本パートのもとに発行された命令、輸出許可、又はその他の認可に関連して商務省に対して説明、申告又は証明を行ったそれぞれの者は、合理的に慎重な者であれば、重大な事実又は意図の変化が起こったか、将来起こり得ることがわかるような情報を受け取り次第、直ちに、以前に説明、申告又は証明を行った重要な事実又は意図のいかなる変更点についても、書面で商務省に届け出なければならない。

(b) 刑事上の罰則

副節(a)で記載される不法行為を、意図的に犯したり、意図的に犯すことを試みたり、又は意図的に犯すことを共謀したり、加担して手伝って幫助した者は：

- (1) 100 万ドル以下の罰金に処せられるものとする；及び
- (2) 個人の場合には 20 年以下の拘禁に処せられるか、又はこれを併科されるものとする。

(c) 民事上の罰則

(1) 権限

商務長官は、本パート又は本パートのもとに発行された規則、命令若しくは輸出許可の当該者による各違反に対して、当該者に以下の民事罰を課すものとする、各違反に対して：

- (A) 30 万ドル以下又は罰則が課せられる違反の根拠となっている取引額の 2 倍以下のいずれか高額の罰金。
- (B) 本パートに基づいて当該者に発行される輸出許可の取り消し。

(C) 当該者が本パートで規制される品目を輸出、再輸出、又は国内において移転できることを禁ずること。

(2) 手続き

本副節での民事罰は、米国法典第 5 編の第 554 節から第 557 節に従って、通告し、記録に対する機関の聴取の機会を付与した後でのみ課すことができる。

(3) 民事罰のレベルについての基準

商務長官は、違反の重大さ、違反者の過失、及び違反の開示における違反者の政府への協力の記録等の緩和ファクターに基づいて、本副節に基づく民事罰のレベルを定めるための基準を規則によって規定することができる。

(d) 刑事上の没収

(1) 通則

第 1753 節のもとに課せられる規制（又は当該規制に関して発行された規則、指令、又は輸出許可）の違反について副節 (b) のもとに有罪判決を受けた者は、他の罰則に加えて、当該者の次のいずれかの財産を米国に没収されるものとする：

- (A) 当該違反を犯すため若しくは助長するために、いかなる方法によっても使用されたもの若しくは使用されようとしたもの；
- (B) 当該違反に関連して若しくは当該違反の結果として、受取った、得られた、若しくは保有した総収益を構成若しくは起因するもの；又は
- (C) 本パートに違反して輸出される若しくは輸出されようとした品目若しくは技術を構成するもの。

(2) 手続き

本副節に基づく没収の手続きは、1970 年制定の包括的薬物乱用防止統制法（21 U. S. C. 853）の第 413 節（上記の節の副節 (d) を除く）のもとに制定された手続きにより統制されるものとする。

(e) 前科

(1) 輸出許可の制約

(A) 通則

大統領は以下のことを行うことができる：

- (i) 副項 (B) で規定される犯罪行為の有罪判決を受けた者が、米国外において品目を輸出、再輸出、又は国内において移転する資格（本パートの規制の対象であるか否かにかかわらず）を、有罪判決を受けた日から 10 年までの期間、剥奪する。
- (ii) 品目を輸出、再輸出、又は国内において移転する輸出許可又はその他の認可（本パートに基づいて発行されたもの）であって、当該者が有罪判決を受けた時点で権利を有していたものを無効にすること。

(B) 違反

副項 (A) で言及される違反は、以下の法令の犯罪行為、又は犯罪の未遂若しくは共謀である—

- (i) 本パート（本パートのもとに発行される規則、輸出許可、若しくは指令を含む）；
- (ii) 国際緊急経済権限法のもとに発行される規則、輸出許可、若しくは命令；
- (iii) 米国法典第 18 編の第 371 節、第 554 節、第 793 節、第 794 節、若しくは第 798 節；
- (iv) 米国法典第 18 編の第 1001 節；
- (v) 1950 年制定の国内治安法 第 4 (b) 節 (50 U. S. C. 783 (b))；又は
- (vi) 武器輸出規制法の第 38 節 (22 U. S. C. 2778)。

(2) 他の当事者への適用

商務長官は、提携、所有、管理、責任ある地位、若しくは取引若しくは事業の実施におけるその他のつながりを通して、(1) 項で示される法律違反の有罪判決を受けた者に関与した者に関して、有罪判決を受けた当事者とのそのような関係を示すことによって、並びに副節 (c) (2) で示される手続き [民事罰及び制裁に関する手続き] に従って、(1) 項のもとでの権限を行使すること

ができる。

(f) その他の権限

副節(c)、(d)、又は(e)におけるどの条文も、以下のことを制限しない。

- (1) 本パート又は本パートのもとに発行された規則、命令、輸出許可若しくはその他の認可の違反に関する行政救済又は司法救済の有効性；
- (2) 本パート又は本パートのもとに発行された規則、命令、輸出許可、若しくはその他の認可の違反に関して提起された行政訴訟を仲裁若しくは調停する権限；又は
- (3) 1917年6月15日制定の法律の第6編の第1(b)節(22 U.S.C. 401(b))に基づく押収及び没収を仲裁、差し戻し若しくは軽減する権限。

[目次へ](#)

第1761節 執行.

(a) 権限

本パートを執行するため、商務長官は、大統領に代わって、他の政府機関の関連する執行権限に加えて、以下の権限を行使することができる：

- (1) 命令、及びガイドラインを発行する；
- (2) 本パートの条項の対象となる者から帳簿、記録、及びその他の情報を要求、検分、及び採取する；
- (3) 宣誓証言若しくは無宣誓証言をすること並びに召喚状によって任意の者に出頭し証言すること或いは出頭し帳簿、記録及びその他の文書若しくはその両方を提示することを要求する；
- (4) 適用される法律に沿って、米国内及び他国において調査を行なう；
- (5) 本パートに基づく規制の対象となる品目（形態の如何を問わない）に関して、或いは本パート、若しくは規則、指令、輸出許可、又はこれらのもとに発行されたその他の認可に違反して輸出、再輸出、又は国内において移転が行われた、行なわれている、又は行なわれようとしている品目があると思われる乗り物に関して、調査、搜索、留置、押収、又は一時的拒絶命令の発行を行う；
- (6) 小火器の携帯；
- (7) 輸出許可の事前調査及び出荷後の検証の実施；並びに
- (8) 令状の執行及び検挙。

(b) おとり捜査

(1) 通則

本パートを実行するために利用される金額は、本パートの違反の捜査及び起訴に必要なおとり捜査を実行するために、商務長官により利用することができる（以下を含む）。

- (A) 米国、コロンビア特別区、及び米国の領土若しくは領地の中で、以下について考慮することなく、資産、建物、及びその他の施設を購入、並びに部屋を賃借すること。
 - (i) 米国法典第31編第1341節及び第3324節；
 - (ii) 米国法典第40編第8141節；
 - (iii) 米国法典第41編第3901節、第6301節(a)及び(b)(1)から(3)；
 - (iv) 米国法典第41編第45章；並びに
- (B) 米国法典第31編第9102節又は第9103節について考慮することなく、おとり捜査の一部として所有権の保持されている会社又は事業体を設立又は取得し、その会社又は事業体を商業ベースで運営すること。

(2) 銀行又はその他の金融機関における金額の供託

本パートを実行するために利用される金額であって、(1)項にもとづくおとり捜査を実行するために使用されるものは、米国法典第18編第648節及び米国法典第31編第3302節の条項を考慮することなく、銀行又はその他の金融機関に供託することができる。

(3) 必要で妥当な出費の相殺

(1)項のもとに実行されるおとり捜査の収益は、米国法典第31編の第3302節の条項を考慮することなく、上記のおとり捜査で生じた必要かつ妥当な費用を相殺するために用いることができ

る。

(4) 企業及び事業体の処分

(1) 項のもとに実行されるおとり捜査の一部として 5 万ドルを超える正味価格で設立又は取得された会社又は事業体が清算、売却、又はその他の形態で処分される場合、商務長官は、その事情を米国の会計検査院院長に、上記の処分の前に商務長官が実行可能な限り報告しなければならない。清算、売却、又は処分の収益は、債務を支払った後に、米国財務省に雑収入として供託される。(1) 項に基づいて購入された資産又は装置は、以降の本節に基づくおとり捜査で使用するため保持することができる。上記の資産又は装置が不要となつて場合、余剰とみなされ、政府余剰資産として処理されるものとする。

(5) 収益の供託

本副節のもとに法的措置が認定され、実行されたものに関して、当該捜査の実施のために、もはや不要となり次第、(1) 項に基づいて実行されたおとり捜査からの収益は、米国財務省に雑収入として供託されなければならない。

(c) 召喚令状の執行

副節 (a) (3) に基づいて当該者に発令された召喚状に服従しないか、従うことを拒絶した場合、米国の地方裁判所は当該者への通知及び聴取の後、当該者に出頭し証言すること或いは出頭し召喚状の対象となる帳簿、記録及びその他の文書（書式を問わない）を提示することを要求する命令を発令する管轄権を有するものとする。この法廷命令に従わなかった場合には、法定侮辱罪として当該裁判所により処罰されることがある。

(d) ベストプラクティスのガイドライン

(1) 通則

商務長官は、他のしかるべき連邦政府機関の長と協議のうえ、本パートのもとに発行される規則に応じた有効な輸出管理プログラムを、当事者が自主的に作成し実施するのを助ける“ベストプラクティス”ガイドラインを公表し更新するものとする。

(2) 輸出コンプライアンスプログラム

当事者による有効な輸出コンプライアンスプログラムの実施及び当事者による質の高い総合的な輸出コンプライアンス努力は、通常、本パートに基づいて当該者に対する民事罰の措置において緩和ファクターとしてのウエイトを与えられるものとする。

(e) 執行に対する論究

本パートでいうところにおいて、本パートの執行又は本パートの違反への論究には、本パートに基づいて発行される規則、命令、輸出許可又はその他の認可の執行又は違反への論究が含まれる。

(f) 通信傍受

米国法典第 18 編第 2516(1) 節は、以下の通り改正される：

(1) 副項 (s) の末尾の“or”を削除；

(2) 副項 (t) を副項 (u) に再指定；及び

(3) 副項 (s)（本副節の (1) 項で改正）の後に次の新しい副項を追加“(t) 2018 年制定の輸出規制改革法の違反”。

(g) 免責

いかなる者も、当該者の自己負罪拒否特権[黙秘権のように自己に不利益な供述を強要されない権利]を理由に、本節のもとでの要求事項の順守を免除されるものではないが、米国法典第 18 編の第 6002 節の免責条項については、そのような特権を特別に請求する個人に適用されるものとする。

(h) 情報の機密保持

(1) 開示の免除

(A) 通則

本パートのもとに得られた情報は、法令により許可された範囲においてのみ開示を差し控えることができる、ただし、その情報の公開が国益になると商務長官により決定されない限り、副項(B)で記載される情報は一般の開示を差し控えるものとし、米国法典の第5編の第552(b)(3)節に基づく開示の対象とはならないものとする。

(B) 記載される情報

この副項で記載される情報は、品目を輸出、再輸出、又は国内において移転するための輸出許可又はその他の認可の申請、その他の行為への従事、記録保管若しくは報告要求事項、執行活動、又はその他の運用であって、本パートに基づくものに関連して提出又は取得される情報であって、以下のものを含む：

- (i) 輸出許可申請、輸出許可、又はその他の認可そのもの；
- (ii) 番号分類又はアドバイザーオピニオン、及びそれらの請求；
- (iii) 輸出許可の決定、及びそれらに関連する情報；
- (iv) 調査の過程において取得される情報又はエビデンス；並びに
- (v) 国際協定、条約、又は義務に関連して取得又は提出される情報。

(2) 議会及び会計検査院への情報

(A) 通則

本節のどの条文も議会又は会計検査院からの情報の差し控えを認めるものとして解釈してはならない。

(B) 議会に対する入手可能性

(i) 通則

1979年制定の輸出管理法(50 U.S.C. 4601以降)(本法律の発効日以前に効力を有しており、国際緊急経済権限法(50 U.S.C. 1701以降)に基づいて効力を継続していた)、輸出管理規則、又は本パート(上記の条項のもとに要求される報告若しくは輸出許可申請を含む)の条項のもとに時を問わず取得された情報は、適切な管轄権をもつ議会の委員会又は小委員会に対して、その委員会又は小委員会の委員長又は少数党の有力メンバーの請求により、入手できるようにしなければならない。

(ii) 更なる開示の禁止

上記のいかなる委員会若しくは小委員会、又はこれらの委員も、(i)項のもとに入手可能とされた情報であって、当該情報を差し控えることが国家安全保障に反すると委員会が全会一致で決定しない限り、開示することができない。

(C) 会計検査院に対する入手可能性

(i) 通則

副項(B)の(i)項で規定される情報は、米国法典第31編第716節に記載されている制限事項の対象になるものとする。

(ii) 更なる開示の禁止

会計検査院の担当官又は職員は、上記の情報であって、機密扱いで提出されるもの又は個人が特定できるものを、本項に従って議会に開示する場合を除いて、開示することができない。

(3) 情報共有

(A) 通則

第1755(a)節で記載される連邦政府の担当官であって、本パートの執行に関連する情報(調査に関連する情報を含む)を得たものは、機密保持、対諜報活動、及び警察の情報源、手段、及び活動と整合性がとれる範囲で、本節のもとに執行責任を持つべき各省庁、機関、又は部局にその情報を提供しなければならない。

(B) 除外

本項の条項は米国法典第13編第9節で示される制限の対象となる情報には適用されないものとする、そして、納税情報[return information]は、当該節で正当と認められる場合にのみ開示することができる。

(C) 情報交換

大統領は、本パートのもとに執行責任を持つ省庁、機関、及び部局の長が、法執行のより

どころ及びその手段及び措置に沿うことを確実なものとしなければならない：

(i) 本節に基づく執行の取り組みを容易にするために必要な輸出許可及び執行情報をお互いに交換すること；並びに

(ii) 本項の対象となる情報の交換を容易にするため、当該情報を取得する他の省庁、機関、及び部局の長と、お互いに定期的に相談すること。

(D) 連邦機関との情報共有

本パートのもとに得られる輸出許可又は執行情報は、ケースバイケースで、本パートに基づく執行権限を有さない省庁、機関、及び部局と共有するものとする。

(i) 報告要件

本節の行政管理において、報告要件は、効果的な執行及び有効な貿易統計の編集と整合する範囲で、報告要件、記録保管、及び文書化のコストを削減するように設計しなければならない。

報告、記録保管、及び文書要件は、情報技術分野の進展に照らして、定期的に見直され、改訂されなければならない。

(j) 民事没収

(1) 通則

指定された担当官又は職員により副節(a)のもとに没収され財産（不動産若しくは動産、有形財産若しくは無形財産）は、適用される法律に従って米国に没収される対象となるものとする。

(2) 手続き

本副節に基づく差し押さえ又は没収は、米国法典の第18編第981節で示される手続きに従って、実行されるものとする。

(k) 解釈準則

本法律のいかなる条項も、その中で示されるものをさらに補完する可能性がある国土安全保障省の執行権限を制限したり、その他の形態で影響を与えるように解釈してはならない。

[目次へ](#)

第 1762 節 行政手続き

(a) 通則

第 1760(c)(2) 節又は第 1774(c) 節で規定される場合を除いて、本パートのもとに行使される機能は、米国法典第 5 編の第 551 節、第 553 節から第 559 節及び第 701 節から第 706 節の対象とはならないものとする。

(b) 行政法判事

(1) 通則

商務長官は以下を行うものとする：

(A) 米国法典第 5 編第 3105 節の条項に沿って、行政法判事を指名する；及び

(B) 適切に指名された連邦政府の他の機関出身の行政法判事であって、法的に認められた省庁間の合意に基づき商務省に任命された者に指示を行う。

(2) 制限

(1) 項のもとに商務長官により指名され、指定された行政法判事は、商務省の訴訟手続きのみを主宰することができる。

(c) 規則の改正

大統領は、輸出管理規則の改正案について、その改正の目的及び論理的根拠とともに上院の銀行住宅都市委員会及び下院の外交委員会に前もって通知しなければならない。

[目次へ](#)

第 1763 節 省庁間の論争の解決審査プロセス

(a) 通則

大統領は、現行の慣行及び手続きが、制定された国家安全保障及び外交政策の目標と整合している

か否かを判断するために、商務省又はその他のしかるべき連邦政府機関の管轄するデュアルユース品目及び軍需品目に対して、省庁間の輸出許可の照会、審査、及び拡大のプロセスを精査し、評価しなければならない。

(b) 報告

この法律の発効日から 180 日以内に、大統領は、副節 (a) のもとに実行された精査の結果を含む報告書をしかるべき議会の委員会に提出しなければならない。

(c) 輸出政策運営委員会

大統領令 12981 (1991 年 12 月 5 日；輸出規制の行政管理関連) により制定される輸出政策運営委員会が、輸出管理規則に基づく輸出許可申請に関連する省庁間の論争の解決を実施するために開かれるいずれの場合でも、ジェットエンジンのホットセクションの技術、民生用の通信衛星、及び新基本技術に関連する問題が多数決で決定することができる。

(d) しかるべき議会の委員会の定義

本節において、用語“appropriate congressional committees”[しかるべき議会の委員会]は、以下を意味する：

- (1) 下院の軍事委員会及び外交委員会；並びに
- (2) 上院の軍事委員会及び銀行住宅都市委員会。

[目次へ](#)

第 1764 節 貨物の番号分類について他機関との協議

他の法律の条項にかかわらず、省庁間の協議を正当化するのに十分なほどかなり重要であると、商務長官、国防長官、国務長官、エネルギー省長官が、特定し、互いに決定した品目の貨物番号分類に関して、商務長官は、必要に応じて、国防長官、国務長官、エネルギー省長官と協議しなければならない。

[目次へ](#)

第 1765 節 議会への年次報告

(a) 通則

商務長官は毎年 12 月 31 日までに、前会計年度[10 月 1 日から 9 月 30 日]の間の本法律の執行に関する報告書を議会に提出しなければならない。

この報告書には、次の事項のレビューを含めなければならない—

- (1) 品目の輸出、再輸出、及び国内における移転に対して、米国の国家安全保障又は外交政策への脅威に対処する上で、本パートのもとに課せられる規制の取り組み（輸出許可の処理時間の説明を含む）；
- (2) 米国の科学的・技術的優位性に対する当該規制の影響；
- (3) 他国により課せられる輸出規制の当該規制との整合性；
- (4) 輸出者に順守に係る援助を提供した取り組み（中小事業者を援助する特定の措置を含む）；
- (5) 前会計年度からの規制の変更点の要約；
- (6) 輸出執行措置の要約（輸出管理規則の対象となるデュアルユース品目、軍物品目、及びその他の品目の最終用途を監視するために講じられた措置を含む）；
- (7) 禁じられた者への承認された輸出許可の要約；
- (8) 第 1759 節の要求事項に対応するために前年中に着手した取り組み（上記の節のもとに特定された“基幹技術”及びその基幹技術の輸出が規制されたか否か又はどのように規制されたかを含む）；並びに
- (9) 商務省により前年中に実施された産業基盤アセスメント（模造エレクトロニクス、基礎技術、並びに主要防衛関連分野の基幹技術及び産業力のその他の調査分析を含む）。

(b) 形式

副節 (a) で要求される報告は、機密扱いでない形式で提出されるものとするが、機密扱いの付属書を含むことができる。

[目次へ](#)

第 1766 節 失効

(a) 通則

1979 年制定の輸出管理法 (50 U. S. C. 4601 以降) (国際緊急経済権限法 (50 U. S. C. 1701 以降) (上記の 1979 年制定の輸出管理法の第 11A 節、第 11B 節、及び第 11C 節を除く) に基づいて効力を維持されてきた) は廃止する。

(b) 施行

大統領は国際緊急経済権限法 (50 U. S. C. 1701 以降) に基づく大統領の権限を行使することにより副節 (a) により行われる改正を施行しなければならない。

[目次へ](#)

第 1767 節 他の法律への影響

(a) 通則

本パートで別途規定される場合を除いて、本パートに含まれるどの条項も、品目の輸出又は再輸出に対する規制に権限を与える他の法律の条項を、変更したり、無効にしたり、置き換えたり或いは他の形で影響を及ぼすように解釈してはならない。

(b) 規制の調整

(1) 通則

本パートのもとに大統領に与えられる権限は、武器輸出管理法 (22 U. S. C. 2778) の第 38 節のもとに行使される権限並びに連邦政府の省庁及び機関 (特に国務省、財務省、及びエネルギー省) により行使されるすべてのその他の輸出規制及び制裁の権限との有効な調整を成就する方法で行使されなければならない。

(2) 議会の意向

(1) 項で記載される有効な調整を成就するために、当該省庁及び機関が以下のことを行なわなければならないとするのが議会の意向である：

- (A) 外交政策及び国家安全保障の理由でさまざまな最終用途及び最終需要者への貨物、ソフトウェア、技術、及び役務の米国人及び外国人による輸出、再輸出、及び国内における移転に関して実施可能な規則を作成するため継続的に取り組まなければならない
- (B) 制度における複雑性 (単に異なる輸出規制制度及び制裁制度の間の構造上、定義上、及びその他の政策に基づかない相違点の存在のみにより生じる複雑性を含む) を削減するために定期的に取り組まなければならない；並びに
- (C) 武器輸出管理法の第 2 章に基づく対外有償軍事援助又は武器輸出管理法 (22 U. S. C. 2761 以降) の第 38 節に基づく商業的な販売に関連して輸出、再輸出、又は国内において移転される品目に対する規制について、これらの二つの権限の行使の相違点の結果である不要な行政上の負担をできる限り削減するために、調整しなければならない。

(c) 不拡散規制

本パートにおけるいかなる条文も、1978 年制定の核不拡散法の第 309(c) 節に基づき大統領により公示された手続きを置き換えるように解釈してはならない。

[目次へ](#)

第 1768 節 移行規定

(a) 通則

すべての委任、規則、指令、決定、許可、又はその他の形態の行政措置であって、1979 年制定の輸出管理法 (50 U. S. C. 4601 以降) (本法律の発効日以前に効力を有しており、国際緊急経済権限法 (50 U. S. C. 1701 以降) に基づいて効力を継続していた)、又は輸出管理規則のもとに制定され、発行され、実施され、若しくは有効とすることを可能にしたもの、及び本法律の発効日から有効とするものは、本パートに基づき変更、置き換え、破棄、取り消しが行われるまで、それらの条件に従って効力を継続するものとする。

(b) 行政手続き及び司法手続き

本パートは、1979年制定の輸出管理法（本法律の発効日以前に効力を有しており、国際緊急経済権限法に基づいて効力を継続していた）、又は輸出管理規則のもとに開始された行政手続き若しくは司法手続き、又は上記のもとに行なわれた輸出許可申請には影響を及ぼさないものとする。

(c) 特定の裁定及び論究

(1) テロ支援国

1979年制定の輸出管理法（本法律の発効日以前に効力を有しており、国際緊急経済権限法に基づいて効力を継続していた）の第6(j)節のもとに行われた裁定は、その裁定が第1754(c)節のもとに行われた場合、引き続き効力を有するものとする。

(2) 論究

法律の他の条項において、国務長官が1979年制定の輸出管理法（本法律の発効日以前に効力を有しており、国際緊急経済権限法に基づいて効力を継続していた）の第6(j)節でいうところにおいて、当該政府が国際テロ行為に対する支援を繰り返し提供していると決定した国に対する論究は、国務長官が第1754(c)節でいうところにおいて、当該政府が国際テロ行為に対する支援を繰り返し提供している政府であると決定した国を論究しているとみなすものとする。

[目次へ](#)

パート II 2018 年制定の反ボイコット法

第 1771 節 略称

本章は、“2018 年反ボイコット法”として引用されるものとする。

第 1772 節 政策宣言

議会は、以下を実行することが米国の政策であると宣言した。

- (1) いずれかの外国により、米国の友好国である他の国に対して或いは米国人に対して助長若しくは課せられる制限的取引慣行又はボイコットに対抗すること；
- (2) いずれかの外国により、米国の友好国である他の国に対して或いは米国人に対して助長若しくは課せられる制限的取引慣行又はボイコットを、さらに助長したり支援したりする影響を持つ行為（情報の提供又は協定の締結若しくは実行を含む）をとらないことを、貨物又は技術又はその他の情報の輸出に従事している米国人に奨励したり、特別な事案において要求すること；並びに
- (3) 世界の供給源への合理的なアクセスを確実なものとするための国際協力及び国際ルール及び国際移管の開発を促進すること。

[目次へ](#)

第 1773 節 外国のボイコット

(a) 禁止事項及び除外事項

(1) 禁止事項

第 1772 節で示される政策を実行するため、大統領は、米国人に対して、米国の州際通商又は外国通商における米国人の行為に関して、米国の友好国であって、その国自身が米国の法律又は規則に基づくいずれの形態のボイコットの対象でもない国に対して、外国により助長若しくは課せられたボイコットに、米国人が応じたり、助長したり、支援する意図を持って、次に掲げる行為を禁止する規則を発行しなければならない：

- (A) 被ボイコット国と事業を行なうこと、被ボイコット国の国内で事業を行なうこと、被ボイコット国の法律のもとに組織された事業者とビジネスを行なうこと、被ボイコット国の国民若しくは居住者とビジネスを行なうこと、又はその他の者とビジネスを行なうことについて、ボイコット国との契約、ボイコット国の要求若しくはボイコット国からの要求に基づいて、又はボイコット国に代わって拒絶したり、他の者に拒絶することを要求すること。被ボイコット国とのビジネス関係、被ボイコット国におけるビジネス関係、被ボイコット国の法律のもとに組織された事業者とのビジネス関係、被ボイコット国の国民若しくは居住者とのビジネス関係、又はその他の者とのビジネス関係が、単にないだけでは、本副項を実施するために発行された規則の違反を立証するために必要な意図の存在を示すことはない。
- (B) 当事者又は当事者のオーナー、役員、管理者若しくは従業員の人種、宗教、性別若しくは国籍を根拠に、米国人を雇用することを拒絶したり、他の者に拒絶することを要求したり、その他の方法で米国人を差別すること。
- (C) 米国人又はその米国人のオーナー、役員、管理者若しくは従業員の人種、宗教、性別若しくは国籍に関する情報を提供すること。
- (D) ボイコット国とのビジネス関係、ボイコット国におけるビジネス関係（これらのビジネス関係には、販売、購入、法的な説明若しくは商売上の説明、輸出若しくはその他の輸送、保険、投資又は供給による関係を含む）、被ボイコット国の法律のもとに組織された事業者とのビジネス関係、被ボイコット国の国民若しくは居住者とのビジネス関係、又はボイコット国とのビジネス関係又はボイコット国におけるビジネス関係を持つことを制限されることを知られているか、確信されているその他の者とのビジネス関係を、ある者が持っているか、持っていたか、持とうとしているか否かについての情報を提供すること。本副項のどの条文も、商務長官により明確に定められるところの商売上の状況における通常のビジネス情報の提供については、禁止しないものとする。
- (E) 被ボイコット国を支援する慈善組織又は共済組織に関して、ある者が、当該組織のメンバーであるか否か、当該組織に対して貢献をしているか否か、又は当該組織の活動にその

他の形態で関連若しくは関与しているか否かについての情報を提供すること。

- (F) 本項に基づいて発行された規則で禁止されている条件又は要求事項の応諾を含む信用状に対して支払ったり、引き受けたり、確認を与えたり、その他の形態で実行すること、さらに、いかなる米国人も、本項の適用の結果として、そのような信用状には、支払ったり、その他の形態で引き受けたり、実行する義務を負わされてはならない。

(2) 除外

(1) 項に基づいて発行される規則は、以下の除外条項を規定するものとする：

(A) 次の要求に応ずること又は応ずることに同意すること：

(i) 被ボイコット国からの貨物若しくは役務の輸入を禁止すること、又は被ボイコット国の法律により組織された事業団体により若しくは被ボイコット国の国民若しくは居住者により提供された貨物若しくは役務の輸入を禁止すること、或いは

(ii) 被ボイコット国の輸送業者によるボイコット国への発送を禁止すること、又はボイコット国若しくは船荷の受取人により指示された以外のルートによるボイコット国への発送を禁止すること；

(B) 原産国、船荷の輸送業者名と輸送ルート、船荷の供給者名、又はその他の役務の提供者名に関する輸入及び船積み書類の提供に応じること又は応じること合意すること（ただし、承知の上でそのような要求に応じて提供又は伝達されたいかなる情報も、否定的な言い回し、ブラックリストに載せるような言い回し或いは同様の排他的な言い回しで記載することができない（戦争のリスク及び押収を防ぐ予防的な要求に応じるためにその規則で許可できる輸送会社又は輸送ルートに関する情報を除く））；

(C) 輸送会社、保険会社又はボイコット国の国内で実施される役務の供給者、又は特定の貨物（ビジネスの通常の過程において、ボイコット国に輸入された時に、供給源に関して何であるかを識別できる貨物）の、ビジネスの通常の過程でのボイコット国、ボイコット国の国民又はボイコット国の居住者による一方的かつ具体的な選択に対して応じること又は応じること合意すること；

(D) 被ボイコット国に向けて、被ボイコット国の法律のもとに組織された事業者に向けて又は被ボイコット国の国民若しくは居住者に向けての輸出の船積み若しくは積み替えに関するボイコット国の輸出要件に応じること又はその輸出要件に応ずることに同意すること；

(E) 次の要求に関して個人が応じたり、応ずることに個人が同意すること： そのような個人若しくはそのような個人の家族に関するいずれかの国の出入国管理要件若しくはパスポートの要件、又はボイコット国の国内におけるそのような個人の雇用要件に関する情報の要求；並びに

(F) 外国に居住する米国人が応じること又は当該者がもつばらその国の中における彼の行為に関してその国の法律に応ずることに同意すること、なお、そのような規則には、その規則で明確にすることができる商標の付いた、商品名の付いた或いは同様に明確に特定できる製品又は製品の部分品を当該者自身が使用するために行うその国への輸入（当該国の国内での契約上の役務の実施を含む）を管理している、その外国の法律又は規則への順守について、その居住者に対する除外条項を含めることができる。

(3) 特別規則

(2) (C) 項及び(2) (F) 項に基づいて発行される規則は、(1) (B) 項及び(1) (C) 項からの除外条項については規定しないものとする。

(4) 解釈の規則

その副節にあるどの条文も、米国の反トラスト法[独占禁止法]又は市民権法の運用を置き換えたり、限定するように解釈することができない。

(5) 適用

本節は、本節の条項（本副節に基づいて発行される規則により施行される）を回避する意図を持って、米国人若しくは米国人以外の者により或いはこれらの者を通じて企てられた取引又は行為に適用されなければならない、さらに、そのような規則において、(2) 項に示される除外条項が、その除外条項の目的範囲にない別途禁じられた行為又は同意（持続的行為（応答パターンを含む）によって明示又は暗示されるもの）を許可すべきでないことをはっきりと規定しな

なければならない。

(b) 外交政策規制

(1) 通則

副節(a)に基づいて発行される規則に加えて、第 1752(1)(D)節で明記される政策を実行するためにパート I のもとに発行される規則が、本節で示される政策を執行するものとする。

(2) 要求事項

そのような規則において、副節(a)で言及される情報提供、契約の締結若しくは実行、又はその他の行為をとる要求を受けた米国人は、その事実を、商務長官がその節の政策を実行するために適切と考える措置について商務長官が義務付けることができる要求に関するその他の情報とともに、商務長官に報告しなければならないことを義務付けなければならない。前述の者は、当人がそのような要求に応ずる意図があるか否か、並びに当人が応じたか否かについても商務長官に報告しなければならない。本項に基づいて提出される報告書は、一般への検閲及びコピーが迅速に利用できるようにしなければならない(ただし、商務長官がそれらの開示が関係する米国人を競争上不利な立場に置くと裁定した場合、その報告書に関連する貨物又は技術の数量、説明及び価額について機密扱いにしておくことができる)。商務長官は、国務長官が商務長官との協議のうえ、第 1772 節で示される政策を実行するために適切であると考えられる措置について、当該報告書に含まれている情報の要約を定期的に国務長官に伝達しなければならない。

(c) 優先

本節及びそれに基づいて発行された規則の条項は、いくつかの州又はコロンビア特別区又は米国の領土若しくは領地又はこれらの政府の部局の法律、ルール又は規則(法律、ルール又は規則が、米国の友好国である他の国に対して、外国により助長若しくは課せられた制限的な取引慣行に関して、参加、応諾、実行又は情報提供を行うことに関係するもの)に優先するものとする。

[目次へ](#)

第 1774 節 執行

(a) 刑事上の罰則

第 1773 節で記載される不法行為を、意図的に犯したり、意図的に犯すことを試みたり、又は意図的に犯すことを共謀したり、加担して手伝って幫助した者は：

- (1) 有罪判決を受けた場合は、100 万ドル以下の罰金に処せられるものとする；及び
- (2) 自然人の場合、20 年以下の拘禁に処せられるか、又はこれを併科されるものとする。

(b) 民事罰

大統領は、第 1773 節又は本パートのもとに発行される規則に違反した者に対して次の民事罰を課することができる：

- (1) 30 万ドル又は罰則が課せられる違反の根拠となっている取引総額の 2 倍の罰金のいずれか高額の以下の罰金。
- (2) パート I に基づいて当該者に発行される輸出許可の取り消し。
- (3) 当該者がパート I で規制される品目を輸出、再輸出、又は移転できることを禁じること。

(c) 手続き

本副節での民事罰又は行政制裁(輸出する権限の停止取り消しを含む)は、米国法典第 5 編の第 554 節から第 557 節に従って、通告し、記録に対する機関の聴取の機会を付与した後でのみ課すことができ、本パートの第 7 章に従って司法審査の対象になるものとする。

(d) 民事罰のレベルについての基準

大統領は、違反の重大さ、違反者の過失、及び違反の開示における違反者の政府への協力の記録に基づいて、本副節に基づく民事罰のレベルを定めるための基準を規則によって規定することができる。

[目次へ](#)

パートⅢ 行政権限

第 1781 節 産業安全保障担当商務次官

(a) 通則

本法律の発効日以降において、法律又は規則における輸出管理担当商務次官への言及は、産業安全保障担当商務次官への言及とみなされるものとする。

(b) 第 5 編

米国法第 5 編第 5314 節は、“輸出管理担当商務次官”を削除し、“産業安全保障担当商務次官”を挿入することにより改正された。

(c) 任務の継続

本法律の発効日以前の日付で産業安全保障担当商務次官として勤める個人は、再指名又は再任の必要がなく、産業安全保障担当商務次官として、制定日以降に勤めることができる。

[目次へ](#)